

公開質問状

平成19年10月1日

北アルプス広域連合長 牛越 徹 殿

上田 誠

白馬村神城18091

私が5月1日におこなった「住民監査請求」の監査結果は棄却されましたが、北アルプス広域連合における事務処理に関し、監査委員諸氏から、次の三点の要望が付記されています。

- 一つに、随意契約に関して“透明性”の確保につとめる必要がある。
- 二つに、住民に対し“解りやすい内容の情報公開”に心がける必要がある。
- 三つに、ごみ処理施設建設を進めるにあたっては、地元住民の“理解と協力”が何よりも重要である。

これら三つに関し、監査委員諸氏は「疑念を抱かせることのないよう、誠実に対応されたい」と述べておられるにもかかわらず、昨今の北アルプス広域議会・白馬村議会等における北アルプス広域連合の理事者たちの対応に不信の念を禁じえません。

ゆえに、次の幾つかについて「公開質問」を致します。

【公開質問】(1)

白馬村飯森地区に建設を計画するごみ処理施設が、「当初計画された公募の民間委員らによる用地委員会がつくられず、行政関係者だけで候補地を決めた」との報道がありました。(朝日新聞8月29日付)

「候補地を行政関係者だけで決めた」ことは、住民と行政が協同して開かれたまち・むらづくりに逆行するもので、住民参加のまちづくりの基本理念である「自分たちのまち・むらは自分たちの手で」を、行政みずからがふみにじるものです。

昨今の自治体の有り様を否定するもので、非常に残念でなりません。

Q.どのような理由・事情があって、「行政関係者だけで候補地を決めた」のですか。ご説明ください。

【公開質問】(2)

一方、9月9日付「白馬新ごみ処理施設を考える連絡協議会のニュース」でも、用地選定に、住民等の参加が決まっていたのに、行政のみで行われたと知らされました。

信州大学教授・松岡英子委員長は、「用地選定作業にあたっては、透明性が重要であることから、選定過程を含めて公開し、住民の理解を得ながら実施されたい」と提言されています。

地域住民の多様な要望に添えていくために、行政過程に住民参加と、それに添える職員の資質向上、各種委員会の参加など、住民参加を念頭においた行政手法がたいへん重要です。

Q.委員長の提言が無視されたのは、いかなる事情が生じたのかお教えてください。

【公開質問】(3)

また、北アルプス広域連合議会(8月28日)で白澤係長は、「ほかの地域で、建設用地を発表後、後刻住民から選定委員会の住民代表に抗議が殺到するなどの例があり、混乱を避けるために変更した」との答弁がなされました。

Q.何処の地域の例ですか。

「どのような抗議が殺到した」のですか。ことさら大げさに言ってるのでは。あわせて、「混乱をさけるために」とは、いかなる混乱をさしているのですか。具体的に、正確な説明をお願いします。

おりしも、9月29日の朝日新聞です。

——「新ごみ焼却施設15カ所現地調査・伊那市内で選定委員」の見出しが、目にとびこんでまいりました。

「上伊那8市町村の新たなごみ焼却施設の用地選定委員会が、候補地になっている伊那市内の15ヶ所について、現地調査をした。委員23人はバスで各所を回り——」。

上伊那8市町村は実にオープンです、用地選定委員会の行動をも情報開示をしています。

【公開質問】(4)

ごみ焼却場建設地については、反対する住民も、賛成する住民も、全国いずれの地域にもおられます。それゆえに、用地選定作業にあたっては、透明性が重要であり、選定過程を含めて公開し、住民の理解を得ることが、行政の一番

の務めではありませんか。

北アルプス広域議会で、住民公募・学識経験者等からなる用地選定委員会の設置にかかる予算、費用を可決しています。議会の議決は、地域住民の総意です。(平成18年2月・北アルプス広域議会)

行政の事務執行においては、議会での決定されたことを、忠実にまもりすめなければなりません。

Q.さっするに、北アルプス広域連合の嶺村所長と白澤係長は、地或事情を恣意的に判断し、「行政関係者だけで候補地を決める」ことを、主導してきたのではありませんか。

【公開質問】(5)

公務員の仕事のありようは、様々な法令で規定されています。

憲法においては、公務員は「全体の奉仕者であること」(15条)

「憲法を尊重し擁護する義務を負うこと」(99条)とされています。

地方公共団体は住民の納める税金を主な財源としており、その業務は法律、条例、規則などや、適切な手続きにより、決定された組織の意思に基づいて、行うこととされています。

Q.地方自治法232条の3、「地方公共団体の――その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されています。

嶺村所長と白澤係長の両人は、議会の決定、ならび広域連合の予算を否定し、行政事務をすすめたことは地方自治法232条の3に違反するものではありませんか。

【公開質問】(6)

また、両人は北アルプス広域連合の事務執行において「北アルプス広域連合ごみ処理施設用地選定委員会設置要綱」なるものを作成し、行政主導で行政関係者だけの用地委員会づくりをすすめたことは、業務に重大な支障を及ぼし、今、現在も候補地決定で村内に大変な混乱をもたらしています。

Q.両人の「議会の決定・予算を否定して行政事務をすすめた」ことは、地方公務員法第29条2「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」の懲戒処分の対象になるのではありませんか。

又、地方公務員法第33条「その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不

名誉となるような行為をしてはならない」にも違反しているのではないのでしょうか。

はじめをつけるいみでも、厳正な審査をお願いいたします。

【公開質問】(7)

つづいて、両人は、「ごみ処理施設用地選定支援業務」なるもののコンサルタント契約をすすめて、コンサルタントとなれあい、談合し無駄な公金の支出をしているのではありませんか。

ごみ処理施設用地の選定に、コンサルタント業者に委託する必要性も根拠も有りません。

コンサルタント業者に支払った294万円は、税金の全くの無駄使いです。無駄な公金の支出についてのなんらかの対応は考えられませんか。

【公開質問】(8)

4月24日白馬村南小学校体育館の説明会で配られた「ごみ処理施設候補地に係る住民説明会」の資料の中に、「循環型社会形成推進地域計画」が見当たりません。

説明会で配られた資料 第1編 「ごみ処理施設用地選定調査」…1
第2編 「ごみ処理施設基本計画」…18

の2つです。日本技術開発㈱と業務委託契約を結んでいます。

「ごみ処理施設用地選定支援業務委託」料 294万円

「ごみ処理施設基本計画等策定業務委託」料 289万8千円

この2つと並行し、3つ目の業務委託契約を日本技術開発㈱と結んでいます。

「循環型社会形成推進地域計画策定業務委託」料 298万2千円

合計、882万円もの税金を日本技術開発㈱に支払っています。

3つめの、「循環型社会形成推進地域計画」の業務の完了報告をひもときました。この「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」(19年3月)には、北アルプス広域連合の、平成24年3月までの“ごみ減量”目標が、示されています。

白馬村飯森地区にごみ焼却場の用地決定が公表されて以降、白馬村でも、小谷村でも、“ごみの減量”を目指す取り組みの機運が村民のなかに高まってきています。

Q、「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」を住民に公表しないのはなぜですか。

【公開質問】(9)

この資料のなかで、「白馬山麓環境施設組合清掃センターは、昭和60年4月に稼働を開始し、21年以上経過しており、老朽化がすすんでいます」と記述され、施設の老朽化による立替え時期が、近いとされています。

「白馬山麓環境施設組合清掃センター」は平成12年にダイオキシン類対策で炉の改修をし、その後15年間稼働させる方針で、計画的に施設の補修を行ながら運転管理しています。(住民説明会・主な質問に対する広域連合の考え方＝Q&A36より)

施設の老朽化による立替え時期が近いとは、広域連合の考え方ではありません。

Q,白馬山麓の施設は、H33年までの整備補修計画がたてられているにもかかわらず「施設の老朽化による立替え時期が近い」とのコンサルタント業者の実情把握にはまよかしがあるのではないのでしょうか。

コンサルタント業者の能力の低さ、程度の悪さなのではないのでしょうか。

それとも、「新ごみ焼却場建設」を促進させるためなのではないのでしょうか。

【公開質問】(10)

Q,コンサルタント業者・日本技術開発(株)の策定した「大北地域・循環型社会形成推進地域計画は、国の「循環型社会形成推進・交付金交付要綱」に則りながら、杜撰な計画が策定されています。

国の交付金の、不正な受け取りになるのでは、と危惧をいたします。

北アルプス広域連合は、コンサルタント業者・日本技術開発(株)の杜撰な計画書を丸飲みしないでください。

【公開質問】(11)

国は、地或における循環型社会づくりをすすめるという新しい考え方にたって、「循環型社会形成推進交付金を用いて、積極的に市町村と協力し、市町村の自主性と創意工夫をいかしながら、一般廃棄物処理施設の整備によって、廃棄物から資源とエネルギーを効率的に回収する広域的、総合的なシステムづくりを進め、地域から国全体を循環型社会にかえることをめざしています。

従来、国は市町村のごみ焼却施設などの一般廃棄物処理施設の整備に対し、「補助金」を交付して支援を行ってきましたが、平成17年度から「循環型社会形成推進交付金」を創設することになりました。

具体的には市町村が、①ごみの発生抑制施策② 地域における分別収集の体制づくり ③廃棄物から資源やエネルギーを回収するリサイクル施設の整備、といった3Rを総合的に推進するための、概ね5ヶ年間の地域計画を策定します。

市町村はこうした地域計画のなかで、ごみの発生抑制、リサイクル、エネルギーを回収 最終処分量の減量化などの3R推進のための目標を明確にします。

国は、都道府県とともに、この地域計画の構想段階から市町村の取り組みに協力し、この地域計画にもとづき実施される施設整備のための費用について、交付金により支援をおこなうこととしています。

Q、「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」づくりこそ、住民参加のまち・むらづくり、住民と行政が協同して開かれたまち・むらづくりのチャンスではなかったのではないのでしょうか。

その「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」づくりを、コンサルタント業者日本技術開発(株)に丸投げするとは、無責任も甚だしいと考ええます。今からでも、住民参加で「大北地域・循環型社会形成推進地域計画」づくりをねりなおしてはどうでしょうか。

【公開質問】(12)

Q.信州大学教授・松岡英子委員長の「用地選定作業にあたっては、透明性が重要であることから選定過程を含めて公開し、住民の理解を得ながら実施されたい」の提言をうけて、北アルプス広域議会で議決、予算化された「ごみ処理施設用地選定委員会」(公募委員2名・関係団体2名・学識経験者2名・3市村議会関係3名)を、早急にたちあげ、建設用地の選定をすすめてください。

公開質問、さいごの、おねがいです。

以上、【公開質問】(1)から(12)についての返答を、10月20日までをお願いします。